

交通事故等(第三者加害行為)にあったときは、共済組合に連絡を!

交通事故など、第三者の行為によってケガをしったり病気になった場合、その治療に要する費用の負担は加害者の責任です。

したがって、マイナ保険証等を使用する必要はありませんが、加害者にただちに治療費を負担させることが困難な場合には、マイナ保険証等を使用することもできます。その際には、速やかに共済組合に連絡してください。(後日、加害者に損害賠償請求することになります。)

交通事故にあった時の留意事項

- ① **警察に連絡する**(どんなに小さな事故でも警察へ連絡する。)
- ② **加害者の確認をする**(加害者の運転免許証、車検証等で相手を確認する。)
- ③ **医師の診断を受ける**(軽いケガでも、必ず加害者と一緒に医師の診断を受ける。)
- ④ **共済組合に連絡する**(マイナ保険証等を使用する場合は、事前に共済組合へ連絡する。)



公立学校共済組合石川支部 短期給付係 **電話:076-225-1848**

⑤ 安易な示談はしない

組合員証等を使用して療養を受けた場合、治療費の請求権を放棄する内容の示談をすると、加害者に対して損害賠償請求ができなくなるため、共済組合の給付を返還していただくことになります。

※勤務中や通勤途中での事故は、一般的に公務災害・通勤災害となるため、マイナ保険証等は使用せず、地方公務員災害補償基金石川県支部(教育委員会担当)へ連絡してください。

電話:076-225-1845

柔道整復師・鍼灸マッサージ師の施術を受ける際の注意

	マイナ保険証等が使用できる場合	マイナ保険証等が使用できない場合
柔道整復師の施術 (接骨院等)	・外傷性の捻挫、打撲、裂傷、肉離れ ・骨折、脱臼 (応急手当の場合を除き医師の同意が必要) ※上記の場合でも、負傷の原因が第三者による場合(交通事故、傷害による等)は遅滞なく共済組合へ連絡が必要です。	・単なる肩こりなど(疲労回復を目的としたもの) ・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善が見られない長期の施術 ・左記の負傷であっても、同時に保険医療機関においても治療を受けている ・公務(労務)中や通勤途上の負傷
鍼灸院	・神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症 ※上記疾患について、鍼灸師による施術を受けることに対する医師の同意書又は診断書が必要です。	・左記以外の疾病 ・保険医療機関で同じ対象疾患の治療を受けている ・左記の疾病であっても医師の同意がないもの
マッサージ	・筋麻痺や関節拘縮 ※上記疾患について、マッサージ師による施術を受けることに対する医師の同意書又は診断書が必要です。	・左記以外の疾病 ・筋肉疲労、疾病予防 ・左記の疾病であっても医師の同意がないもの

〈お願い〉

公務災害や労働災害、第三者によるものである可能性又は、長期間にわたる施術を受けている場合は、組合員や被扶養者に対して負傷原因調査を行うことがあります。

調査内容と接骨院から提出された内容に齟齬があり、接骨院等からの誤請求が疑われる場合は関係機関へ調査を依頼するとともに、組合員、被扶養者へ調査の協力を求める場合があります。